

令和7年度 第2回大田区高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進会議の議事に関する事前意見及び質問と回答について

令和7年度第2回大田区高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進会議の開催にあたり、聴取した事前意見及び質問とその回答は以下のとおり。

資料 番号	ご意見・ご質問	回答
1 (P4)	<p>(2)要介護度別認定者の構成比の比較(区・都・全国)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・割合的に少数だと推測されるが、事業対象者の割合は集計されているのか。</li> <li>・地域別に要介護度認定者の割合は集計されているのか。又、地域の状況を分析し対応策を検討されているのか。</li> </ul>	<p>大田区の介護予防・日常生活支援総合事業対象者数は集計していますが、当資料では全国や東京都と比較するため、要介護・要支援認定区分をお示ししております。</p> <p>また、18日常生活圏域ごとの要介護認定者割合等につきましては、「おおた高齢者施策推進プラン」策定時に集計・分析の上、課題の抽出を行い、今後の取組につなげてまいります。</p>
1 (P4)	<p>(2)要介護度別認定者の構成比の比較(区・都・全国)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・要介護認定率を下げる方法の一つとして一般介護予防事業への参加が有効かと考える。参加者の集計や効果測定はされているのか。又、参加者を増やすよう対象年齢を65歳から引き下げる、周知方法や参加申込の工夫、参加を促すようなプログラムについて検討されているか。</li> <li>・老人いきいの家や区民センターなど場所によって元気維持や介護予防の講座や教室が少ない、利用者の固定化等で有効利用できていない状況があると聞く対策など検討されているか。</li> </ul>	<p>参加者の集計については継続的に実施しており、一部の事業では体力測定を通じて効果測定を行っています。また、毎年度、参加状況やアンケート調査の結果をもとに、実施体制やプログラム内容の改善を検討しています。なお、対象年齢の引き下げについては、一般介護予防事業の対象者が第1号被保険者(65歳以上)と定められているため、現時点では65歳未満を対象とする計画はございません。</p> <p>区民センターなどで実施している一般介護予防事業につきましては、いきいの家などの施設の設置状況を考慮し、特に施設が少ない地区への補完を意識しながら実施会場を検討しております。これにより地域格差を減らし、より多くの方に介護予防活動の機会を提供できるよう努めています。</p> <p>老人いきいの家では、介護予防の講座や元気維持活動を支える場として、地域のシニアクラブや自主活動グループ、社会教育団体などが日常的に活動しております。今年度からは、通いの場施設長連絡会を開催し、各施設が抱える課題や成功事例などを共有し、より多くの方にご利用いただけるよう運営改善に取り組んでおります。</p>

資料 番号	ご意見・ご質問	回答
1 (P7)	(3)サービス種類別受給率の比較(区・都) 医療ニーズが高い要介護認定者が増える傾向にあり自立支援・ 重度化防止を目的にリハビリテーションの需要は今後も高まると 思われるが、訪問・通所リハビリテーションの受給率が低い要因 としては事業者が少ない、職員配置要件が難しい等考察されてい るのか。	リハビリテーションの供給に関しては、訪問・通所リハビリテーション いずれも人口10万人あたりの事業所数は東京都を下回っています (令和5年時点)。 一方で、利用者本人の状態やニーズ、利便性等により、訪問・通所リ ハビリテーションのほかに、医療でのリハビリテーションや通所介護で の機能訓練、訪問看護などのサービスも選択していると考えていま す。リハビリテーションの需要への対応については、地域資源を活 用しながら介護予防・重度化防止に向けた取り組みを進めてまいり ます。
3	令和7年度高齢者等実態調査 調査項目案一覧表について ・調査項目に老い支度や成年後見制度について理解、利用状 況、意見等を入れるのはどうか。 ・介護サービス事業者等調査において複合的な課題への対応、 地域ケア会議や重層的支援会議等について理解や意見等を入 れるのはどうか。	老いじたく及び成年後見制度については、資料番号4「高齢者一般 調査」の間35、資料番号5「要介護認定者調査」の間33及び資料番号 7「未把握高齢者世帯等調査」の間14において、「大田区等が実施す る高齢者向けの事業・サービスについて、①知っているサービス、② 今後利用したいサービスを教えてください」という設問の選択肢として 設け、施策の認知度や利用意向について調査いたします。 複合的な課題への対応等については、全事業所を対象に、資料番 号8「介護サービス事業者等調査」の間32～34において、困難事例等 の対応に関し、相談内容や連携した関係機関、今後必要な対応策に 関する設問を設けております。また、連携の機会が多くある地域包括 支援センター及び居宅介護支援事業所を対象に、間44～48において 他機関との連携状況についての設問を設けております。 各設問や施策に関する自由意見については、間37にある自由記述 欄にご記入いただくことで対応できればと考えております。
4 (P7)	7ページ問19(3)「しよっちゅう」や「何日も続いて」など入れたほ うがいいのでは。 (4)と同じ「よく」でもいいですが。	高齢者一般調査の間19(3)につきましては、国の介護予防・日常生 活圏域ニーズ調査において定められた設問となり、質問文を変更す ることができません。介護予防・日常生活圏域ニーズ調査で定められた 設問につきましては、調査結果を地域包括ケア「見える化」システム へ登録し、他自治体と調査結果を比較できるようにするため、国から 例示された文言をそのまま利用するように指示されております。

資料 番号	ご意見・ご質問	回答
4,5 (P9)	9ページ問25「認知症の人とともに生きる、優しい地域づくり」のように、「」(かぎかっこ)をしたほうがいいのでは。(資料番号5 6 ページ問25も同様)	<p>ご指摘のとおり修正することで文章の区切りが明確になり、質問文が読みやすくなりますので文章を修正いたします。</p> <p>&lt;修正後の質問文&gt;  「認知症の人と共に生きる、優しい地域づくり」として以下のことは実現できていると思いますか。</p>
4,7	調査対象は重複しませんか。	<p>ご指摘のとおり、高齢者一般調査と未把握高齢者世帯等調査の対象者は重なる部分がございます。未把握高齢者世帯等調査の対象者は、高齢者一般調査の対象者のうち、75歳以上の単身世帯または高齢者のみ世帯で、ひとり暮らし高齢者登録事業などの区の事業を利用していない方としております。高齢者の中でも社会的孤立等のリスクが高い単身世帯等の健康状態や地域とのつながりなどの状況を把握することは重要であると考え、高齢者一般調査とは別の調査として未把握高齢者世帯等調査を実施しております。</p> <p>また、調査対象者に重なる部分はございますが、一人の方に複数の調査票が届くことがないように、未把握高齢者世帯等調査の対象となる方は高齢者一般調査の対象から除外いたします。</p>